

- 訓練日時
平成30年10月1日（月）午後2時から1時間程度
※予備日：平成30年10月4日（木）午後2時から1時間程度
- 使用無線及び周波数
漁業用無線：27MHz帯
防災行政無線：60MHz帯（同報系）、150MHz帯（移動系）
地域衛星通信ネットワーク（以下、「地星」）
- 被害想定
 - 京丹後市南部を震源とする大規模地震が発生
 - 丹後半島部への交通手段が壊滅
 - 兵庫県及び京都府南部方面への交通途絶
- 通信手段の被害想定
 - 京丹後市役所及び京都府峰山総合庁舎に亀裂が入り、地星及び京都府防災行政無線の空中線が傾き使用不能
 - 京丹後市、宮津市及び舞鶴市の防災行政無線（同報系）は、一部の地区で使用可能
 - 伊根町の防災行政無線（移動系）は使用可能
- 訓練手順
 - 被災直後、京丹後市役所及び京都府峰山総合支所に設置されている地星及び京都府防災行政無線が使用不能であることから、市の防災行政無線（同報系）で呼びかけ準備を開始
 - 京丹後市役所において、防災行政無線の動作確認を行ったところ、間人漁協周辺に設置されている子局が使用できることが判明したことから、拡声器及び個別受信機で呼びかけを行い、間人海岸局が応答。
京丹後市の被災状況等を京都府庁へ伝達することを依頼

- 間人海岸局から一斉に周辺海岸局や船舶に呼びかけを開始し、津波のため沖合に避難していた船舶局「らくよう」から応答。
京丹後市からの被災状況等の京都府庁への伝達を依頼
- 「らくよう」から一斉に呼びかけを開始し、蒲入海岸局が応答。京丹後市からの被災状況等の京都府庁への伝達を依頼
なお、宮津海岸局では、「らくよう」の位置関係から受信不能。
- 蒲入海岸局から一斉呼びかけを開始し、宮津海岸局が応答。京丹後市からの被災状況等の京都府庁への伝達を依頼
- 宮津海岸局から一斉呼びかけを開始し、小橋海岸局が応答したが、舞鶴海岸局からの応答は無かった。
小橋海岸局に対し、京丹後市の被災状況等を京都府庁へ伝達するよう依頼。
また、宮津海岸局では、27MHz帯での呼びかけで応答が無い場合を想定し、中短波や短波の周波数での呼びかけを準備。
- 伊根町役場から防災行政無線（移動系）により伊根海岸局に対し、伊根町の被災状況等を京都府へ伝達するよう依頼。
- 伊根海岸局から一斉呼びかけを開始し、養老海岸局が応答。伊根町の被災状況等を京都府庁へ伝達するよう依頼。
- 宮津市役所では、養老漁協周辺に設置されている防災行政無線（同報系）が使用できることから、養老海岸局に対し宮津市の被災状況等を京都府庁へ伝達するよう依頼。
- 養老海岸局から一斉呼びかけを開始し、小橋海岸局が応答。宮津市及び伊根海岸局から依頼を受けた伊根町の被災状況等を京都府庁へ伝達するよう依頼。
- 小橋海岸局は、防災無線（同報系）を使用し、京丹後市、宮津市及び伊根町の被災状況等を舞鶴市役所へ伝達。
- 舞鶴市から地星により京都府庁へ連絡し、京丹後市、宮津市、伊根町及び舞鶴市の被災状況等を伝達し、訓練終了。

※「訓練手順及び通信ルート概要図」を参照

訓練手順及び通信ルート概要図

